

## 環境影響評価方法書の概要と手続等

事業者	枚方京田辺環境施設組合（管理者 石井明三）		
実施が実施されるべき区域	京田辺市田辺ボケ谷、甘南備台二丁目地内ほか		
事業名称	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業		
事業の内容	<p>一般廃棄物焼却施設の設置</p> <p>環境影響評価条例施行規則 別表第一 6（3）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物の処理能力 168 t / 日（7t / 時間） 1 炉 （可燃ごみ量（平常時）156t / 日、災害廃棄物 12t / 日）</li> <li>・ 処理方式 ストーカ式焼却炉</li> <li>・ 計画地盤高 120m</li> <li>・ 煙突高さ 100m</li> <li>・ 排水 下水道放流の予定</li> </ul>		
稼働開始年度(予定)	平成 35 年度		
環境影響評価を実施しようとする地域	<p>事業実施想定区域から半径 1.6 km の範囲及び国道 307 号の都市計画道路長尾杉線との分岐箇所まで</p> <p>（含まれる市町村：京田辺市、大阪府枚方市）</p> <p>* 東部清掃工場での排ガスの最大着地濃度地点（0.8km）の 2 倍</p>		
評価項目	工事中	造成	浮遊粉じん、地形及び地質、土壌汚染、動物、植物、生態系、廃棄物等
<p>大気環境</p> <p>水環境</p> <p>地質・土壌環境</p> <p>動物</p> <p>植物</p> <p>生態系</p> <p>景観</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>廃棄物等</p> <p>温室効果ガス等</p>	工事中	建設機械	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、動物、生態系、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		雨水の排水	水の濁り（SS）
		供用時	施設の存在
	供用時	施設の稼働	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、動物、生態系、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		車両の運行	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、騒音、振動、人と自然の触れ合い、温室効果ガス
		廃棄物の発生	廃棄物等

年月日	手続き等
H30.1.9	方法書提出
1.17	大阪府知事協議
2.2	方法書公告・縦覧（～3/1）、意見募集（～3/15）
2.8～11	方法書説明会 ・京田辺市：2/8（木）19時～、11（日）10時～ ・枚方市： 2/9（金）19時～、11（日）14時～
3.1	環境影響評価専門委員会（第1回）
3.2,16	環境影響評価専門委員会現地調査
3.20	住民等意見書の送付（事業者、京田辺市、大阪府、枚方市）
4.10	事業者見解書の提出
4.13	環境影響評価専門委員会現地調査
4.23	環境影響評価専門委員会（第2回）
5.25まで	京田辺市長意見
6.4	環境影響評価専門委員会（第3回）
6.8まで	大阪府知事意見
(仮) 6.18	環境影響評価専門委員会（第4回）
7.9まで	知事意見送付